

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第77号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

(身分証明証)

第 3 条 法第 7 条第 1 項の身分を示す証明書は、第 1 号様式によるものとする。

(許可申請書に添えるべき書類)

第 4 条 省令第 7 条第 1 項第10号及び第 2 項第 8 号の全ての同意を得たことを証する書類は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書（第 2 号様式）によるものとする。

2 省令第 7 条第 1 項第12号及び第 2 項第10号並びに第63条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第 1 号に掲げる書類については、政令第23条各号に規定する規模の宅地造成若しくは特定盛土等又は政令第25条第 2 項各号に規定する規模の土石の堆積に関する工事に該当しない場合は、その添付を省略することができる。

(1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の概要を示した工事工程表

(2) 法第12条第 1 項又は第30条第 1 項の許可の申請に係る土地の区域及びその区域内において盛土若しくは切土をし、又は土石を堆積する土地に係る求積図

(3) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了時における盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量を計算した

書類

- (4) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の同意をした者が宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書に押印した印の印鑑登録証明書
- (5) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
- (6) 工事主に係る預金残高証明書、融資証明書その他の資金の調達方法に応じた資金の調達を証する書類
- (7) 工事主が、法人である場合にあっては直前3年の各事業年度の法人税に係る納税証明書、貸借対照表及び損益計算書並びに土地の開発に係る事業の経歴を記載した書類（次号において「事業経歴書」という。）、個人である場合にあっては直前3年の所得税に係る納税証明書
- (8) 工事施行者が、法人である場合にあっては登記事項証明書及び事業経歴書、個人である場合にあっては事業経歴書
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 工事主は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成等又は法第30条第1項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の施行に係る土地を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（協議の手続）

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第3号様式）の正本及び副本に、省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第4号様式）の正本及び副本に、省令第7条第2項第1号及び第4号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（変更の許可を要しない軽微な変更の届出）

第6条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書（第5号様式）により行うものとする。

（協議の変更の手続）

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（第6号様式）の正本及び副本に、第5条第1項に規定する書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（第7号様式）の正本及び副本に、第5条第2項に規定する書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

（工事施行者の選定の報告）

第8条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者（次条及び第10条において単に「許可を受けた者」という。）又は法第27条第1項の規定による届出（法第27条第5項の規定により、当該届出をしたものとみなされるものを除く。第10条において同じ。）をした者は、当該許可を受け、又は届出をした後に工事施行者を選定したときは、遅滞なく、工事施行者選定報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（工事の着手の届出）

第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届出書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（工事の中止等の届出）

第10条 許可を受けた者又は法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事を中止し、中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（工事の定期報告書）

第11条 省令第48条第1項及び第78条第1項の報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第11号様式）によるものとする。

2 省令第48条第2項及び第78条第2項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第12号様式）によるものとする。

（工事の施行に係る土地を工区に分けたときの完了検査の手続）

第12条 法第12条第1項の許可に係る宅地造成若しくは特定盛土等又は法第30条第1項の許可に係る特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第17条第1項又は第36条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、法第17条第1項又は第36条第1項の検査及び法第17条第2項又は第36条第2項の規定による検査済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

3 法第12条第1項又は第30条第1項の許可に係る土石の堆積に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第17条第4項又は第36条第4項の確認を当該工区ごとに申請することができる。

4 知事は、前項の規定による申請があったときは、法第17条第4項又は第36条第4項の確認及び法第17条第5項又は第36条第5項の規定による確認済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

（工事の施行に係る土地を工区に分けたときの中間検査の手続）

第13条 法第12条第1項の許可に係る宅地造成若しくは特定盛土等又は第30条第1項の許可に係る特定盛土等に関する工事について当該工事をす

る土地の区域を工区に分けた者は、法第18条第1項又は第37条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、法第18条第1項又は第37条第1項の検査及び法第18条第2項又は第37条第2項の規定による

中間検査合格証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

（届出工事の変更の届出）

第14条 法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

2 法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、擁壁等に関する届出工事の変更届出書（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する証明書の交付の申請）

第15条 省令第88条の規定により法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する適合証明交付申請書（第15号様式）を知事に提出しなければならない。

（手数料納付票）

第16条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部571の項から573の2の項までに規定する手数料を納付する者は、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手数料納付票（第16号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を省令で定める様式又は前条に規定する様式による申請書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合は、この限りでない。

（書類の提出）

第17条 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項の許可の申請、法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）及び第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の協議並びに法第19条第1項及び第38条第1項の規定による報告に係る書類は、香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）第3条の規定により、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地を管轄する市町（高松市を除く。次項において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地が2以上の市町の管轄区域にわたるときは、当該工事の施行に係る土地を当該市町の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町に提出しなければならない。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書			写 真
職 名				
氏 名				
生年月日	年	月	日生	
	年	月	日交付	
	年	月	日限り有効	
香川県知事		印		

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- 備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。

第2号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書

年 月 日

工事主

様

権利者 住所

氏名 印
〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記に係る宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく宅地造成（特定盛土等・土石の堆積）に関する工事の施行について同意します。

記

1 土地の所在地 及び地番	
2 地目	
3 地積	m ²
4 権利の種類	
5 摘要	

- 注意 1 4欄には、所有権、地上権、質権、賃借権等の別を記載してください。
- 2 共有地の場合は、それぞれの持分を5欄に記載してください。
- 3 権利者の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日

香川県知事 殿

協議申出者 職氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項（第34条第1項）の規定により協議します。

1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）				
5	土地の面積	m ²				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形	渓流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m				
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	m ²				
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土				m ³
		切 土				m ³
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				m	m	
	カ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	
	キ 崖面の保護の方法					

ク	崖面以外の地表面 の保護の方法		
ケ	工事中の危害防止 のための措置		
コ	その他の措置		
サ	工事着手予定年月日	年	月 日
シ	工事完了予定年月日	年	月 日
ス	工程の概要		
11 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9 欄は、溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

第4号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

年 月 日

香川県知事 殿

協議申出者 職氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項（第34条第1項）の規定により協議します。

1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）	
5	土地の面積	m ²	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	m	
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	m ²	
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	m ³	
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	オ 勾配が10分の1を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う 土地における地盤の改良 その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番 号	空地の幅
			m
	ク 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		

ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
コ	工事中の危害防止のための措置		
サ	その他の措置		
シ	工事着手予定年月日	年 月 日	
ス	工事完了予定年月日	年 月 日	
セ	工程の概要		
8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

第5号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について軽微な変更をしたので、宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項（第35条第2項）の規定により届け出ます。

1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 土地の所在地及び地番

3 変更事項

事項	変更前	変更後

4 変更の理由

第 6 号様式（第 7 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

香川県知事 殿

協議申出者 職氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項（同法第 35 条第 3 項において準用する同法第 34 条第 1 項）の規定により協議します。

1	工 事 主 住 所 氏 名					
2	設 計 者 住 所 氏 名					
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名					
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）				
5	土 地 の 面 積	m ²				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m				
	イ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	m ²				
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	m ³			
		切 土	m ³			
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				m	m	
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	

キ	崖面の保護の方法		
ク	崖面以外の地表面の保護の方法		
ケ	工事中の危害防止のための措置		
コ	その他の措置		
サ	工事着手予定年月日	年	月 日
シ	工事完了予定年月日	年	月 日
ス	工程の概要		
11	その他必要な事項		
12	変更の理由		
13	協議成立番号	第 号	
※受付欄	※決裁欄	※変更協議成立に 当たって付した条件	※変更協議成立 番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9 欄は、溪流等（政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

香川県知事 殿

協議申出者 職氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項（同法第35条第3項において準用する同法第34条第1項）の規定により協議します。

1	工 事 主 住 所 氏 名		
2	設 計 者 住 所 氏 名		
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）	
5	土 地 の 面 積	m ²	
6	工 事 の 目 的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	m	
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	m ²	
	ウ 土石の堆積の 最大堆積の土量	m ³	
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	オ 勾配が10分の1を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う 土地における地盤の改良 その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番 号	空 地 の 幅
			m
	ク 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		

ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
コ 工事中の危害防止のための措置			
サ その他の措置			
シ 工事着手予定年月日		年 月 日	
ス 工事完了予定年月日		年 月 日	
セ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
9 変更の理由			
10 協議成立番号		第 号	
※受付欄	※決裁欄	※変更協議成立に 当たって付した条件	※変更協議成立 番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

工事施行者選定報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所
氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり工事施行者を選定したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 8 条の規定により報告します。

1 許可の年月日及び番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
2 土地の所在地及び地番	
3 選 定 年 月 日	年 月 日
4 工 事 施 行 者	
ア 氏 名	建設業の許可（ ）登録第 号
イ 営 業 所 名	
ウ 郵 便 番 号	
エ 所 在 地	
オ 電 話 番 号	

第 9 号様式（第 9 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 9 条の規定により届け出ます。

1 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 土地の所在地及び地番	
3 着手年月日	年 月 日
4 担当者連絡先	氏名 事務所の所在地 電話番号

第 10 号様式（第 10 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を中止（再開・廃止）したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第10条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
中止（再開・廃止） 年 月 日	
変更の理由	
工事進捗状況 及び防災措置	

注意 中止（再開・廃止）は、該当しないものは抹消してください。

第 11 号様式（第 11 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項（第38条第1項）の規定により次のとおり報告をします。

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)			
2	土地の所在地及び地番			
3	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m
6	報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³
8	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況			
9	擁壁の床掘りを完了した時の状況			
10	鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了した時の状況			
11	地下に埋設する集水管、暗渠等の配置を完了した時の状況			

注意 1 第4回目以降の報告を行う場合は、4欄を適宜修正して使用してください。

2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

土石の堆積に関する工事の実施状況について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項（第38条第1項）の規定により次のとおり報告をします。

1	工事主住所氏名 （法人役員住所氏名）			
2	土地の所在地及び地番			
3	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における 土石の堆積の高さ	m	m	m
6	報告の時点における 土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における 土石の堆積量	m ³	m ³	m ³
8	前回の報告から新たに 堆積された土石の量及び 除却された土石の量	m ³	m ³	m ³

注意 1 第4回目以降の報告を行う場合は、4欄を適宜修正して使用してください。

2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積している土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

第 13 号様式（第 14 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項（第 40 条第 1 項）の規定により届け出た宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について変更したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 14 条第 1 項の規定により届け出ます。

当初の届出年月日	
工事をしている土地の所在地及び地番	
工事をしている土地の面積	
変更事項	
変更の理由	

第 14 号様式（第 14 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

擁壁等に関する届出工事の変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 3 項（第 40 条第 3 項）の規定により届け出た擁壁等に関する工事について変更したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 14 条第 2 項の規定により届け出ます。

当初の届出年月日	
工事をしている土地の所在地及び地番	
行おうとする工事の種類及び内容	
変更事項	
変更の理由	

宅地造成又は特定盛土等に関する適合証明交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。

1 工 事 主 住 所 氏 名 （法人役員住所氏名）	
2 許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 土地の所在地及び地番	
4 工 事 の 検 査 済 証 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
5 担 当 者 連 絡 先	氏名 事務所の所在地 電話番号

受付印		香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)
-----	--	-----------------------------

(日本産業規格 A 列 4 番)

申 請 者 氏 名			
手 数 料 金 額		※受付年月日	
		※受付番号	

[illegible]

25

(裏面)

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

(本様式で貼りきれないときは別紙を追加してください。)

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

(裏面)

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	